

平成29年度入学者用
(2017年)

北中ナビ

生徒と保護者のための
北中ガイドブック



4 5 期 生

氏 名 _____

ごあいさつ

日頃より、さまざまな形で本市ならびに本校の教育にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

私たち教職員一同は、お子さまたちが本校に入学されることを心待ちにするとともに、安心して学習や部活動等に取り組めるよう準備しております。

本校は、昭和49年に開校し、創立45年を数えます。今まで培ってきた家庭・地域との深い結びつきや信頼関係を伝統として大切に続けるとともに、新しい歴史を刻みたいと考えております。

中学校の三年間は、心身ともに大きく成長する時期ですが、自分自身や家族・友人関係について悩んだり大きな葛藤を持つこともあります。また、今日の高度情報社会の進展、通信機器の発達によって、様々な情報を得たり影響を受けています。さらに3年後には義務教育を修了し、それぞれが自分の進路に踏み出します。きめ細かく見守り支えながら、保護者の皆さまと協働して、生徒の「人格の完成」に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようお願いいたします。

校 長 高元 伊智郎

もくじ

入学式のご案内	2
Ⅰ 概要及び教育活動	3
Ⅱ 家庭・地域との連携	5
Ⅲ 相談機関の紹介	6
Ⅳ 自然災害・感染症への対応	7
Ⅴ 校内外の安全確保	8
Ⅵ 学校徴収金・PTA会費について	9
Ⅶ 就学援助制度について	9
Ⅷ 学校生活について	10
Ⅸ 資料	19

生徒会会則、いじめ防止基本方針、PTA規約・組織、

PTA「すぐメール」登録案内、PC・スマホ使用に関する参考資料

この冊子には、北中学校で、安全で安心に過ごすためのことを書いています。

生徒・保護者の皆さまが、入学後も3年間にわたって使えるように編集していますので、なくさないようにしてください。

作製にあたり、『片小ナビ』（発行：吹田市立片山小学校・同PTA、大阪大学人間科学部教育制度学研究室・小野田正利教授）を参考にさせていただきました。

保護者の皆さま

茨木市立北中学校
校長 高元 伊智郎

入学式のご案内

厳寒の候、保護者の皆さまには益々ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。春の訪れとともに、お子さまたちは小学校6年かていの課程を修了され、中学校に進学されることになりました。ご本人はもとより保護者の皆さまのお喜びもひとしおのことと存じます。

つきましては、下記のとおり平成29年度入学式を挙行いたします。保護者の皆さまにおかれましては万障繰りあわせの上、ご参列いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成29年（2017年）4月10日（月） 午前9時00分 開式予定
2. 場 所 本校体育館
3. 時 程 8:10 学級発表（体育館西壁面に掲示・プリントを配布）
8:25 整列点呼後、生徒会本部役員が、下足室・教室へ誘導
（雨天時は、1階廊下付近の予定）
教室で座席・氏名の確認
* 保護者は8時30分までに体育館へご入場ください。
8:55 新入生 入場開始
9:00 入学式開式 主な内容 新入生確認 学校長式辞
PTA会長祝辞
新入生代表・在校生代表のことは
9:50 新入生・在校生退場
* 引き続き、保護者は体育館でPTA入会式
10:00 学級活動 担任講話 教科書配布
* 10:40、保護者は退場し教室へ移動
11:15 始業式
12:00 連絡、諸注意のあと下校
4. 持ち物 本校指定の上履き・体育館シューズ、筆記用具、
教科書等を入れるカバン・袋
5. その他
 - ・就学通知書は、ご家庭で保管してください。
 - ・当日配布するプログラムに新入生名簿めいぼを掲載いたします。
 - ・撮影ビデオ等をインターネット等に投稿とうこうしないようお願いします
 - ・入学予定が変更になりましたら、市教委への届出、小学校と本校へご連絡をお願いします。

I 概要及び教育活動

＊別葉の『学校要覧』もご覧ください。

1. 創 立

昭和49年（1974年）4月創立 新1年生は45期生

校章 市教委が公募し、笠井茂氏（総持寺2）の作品に決定。北中の頭文字「北」を力強く躍進する姿にデザイン化し、その中央に中学校を表現する「中」の文字を入れる。

校歌 福井地区出身の児童文学者二反長半氏が作詞。

2. 校 訓

（A）時間を大切にし、真剣に学ぼう（知育）

（B）みんなのために気持ちよい環境をつくろう（徳育）

（C）心身を鍛え、実践力をつけよう（体育）

3. 教育目標

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをめざして

校区共通のめざす子ども像：目標に向かって最後まで努力できる子ども

めざす生徒像：自分や保護者・地域に誇れる北中生

めざす学校像：ふれあい・学びあい・支えあいのある学校

めざす教職員像：熱意・誠意・創意を持って常に自己改革を図る教職員

4. 努力目標

認めあい、助けあい、高めあう集団の育成

キーワード 自主・自律・自己実現 ～ 自治力の育成と学習集団づくり

5. 教育課程（1年生の教科と年間授業時数）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家	英語	道徳	特活	総合	合計
140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015

6. 学力・体力向上、生徒指導、人権教育を大切にしています

平成33年（2021年）に全面実施になる中学校学習指導要領が間もなく告示されます。『生きて働く「知識・技能」の習得』『未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成』『学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養』の3つの柱で、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むとしています。本校区では、地域・教育委員会の支援を得て、現状と課題を分析するなかで、「保幼小中連携」として様々な取り組みをすすめています。

◎自主性を尊重し、かつ生徒間の学びあいを大切にした授業を工夫する

◎一人ひとりの優れた点や困り感を理解し、指導・援助をチームで行う

◎多様性、アイデンティティ（個性）、人権を大切にする生徒を育成する

成果は着実に現れています。調査や視察、研究授業などがありますが、子どもたちの明るい未来のためにご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 学習指導の充実

わかる授業の創造や学習の習慣づけを行い、「確かな学力」の育成に取り組んでいます。男女4人・市松模様の班での協同学習やプロジェクターを活用した授業を行っています。習熟度別指導教員の配置がある教科では、基礎・基本の確実な定着、発展的な学習など、少人数での個に応じた、きめ細かな指導をしています。また、英語教育については「外国語指導助手（N E T）」が配置されています。家庭学習の充実を図るための「ぶらすノート」「自主学ノート」、「ぶらすタイム（放課後学習会）」などの実施によって、学習習慣の定着を図っています。

(2) 生徒指導の充実

学級活動、生徒会活動、「体育祭・合唱祭」などの取り組みを通して、主体性や望ましい人間関係の形成を図るとともに、よりよい学校生活を築こうとする態度や能力を育てます。生徒・教職員が一体となって、『いじめ防止基本方針』に基づいた取り組み（標語の作成、アンケート調査など）を行っています。

部活動は生徒の自主的・自発的な参加によって行われるもので、スポーツや文化に親しむ意義深いものです。本校では、10の運動部と2つの文化部の活動が行われています。諸事情（指導できる教職員・活動場所等）のため設置できない部活動については、他校への「合同部活」制度があります。

(3) 支援教育の充実

支援学級として「たんぽぽ学級」があります。個々の生徒の障がいの状態に応じた個別・少人数での指導を行うとともに、教科によっては通常学級での授業も行います。また、通常学級では限局性学習症（S L D）、注意欠陥・多動症（A D H D）の生徒についての共通理解や個別の支援について、学級担任・特別支援教育コーディネーターを中心にして進めるとともに、「支援教育サポーター」による援助を行っています。なお、放課後にソーシャルスキルトレーニング等を行う中学校通級指導教室（えるクラブ）が市立養精中学校内に設置されています。

(4) 人権・道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培うことが教育の目標の一つです。本市には、外国にルーツのある子どもや日本語指導の必要な子どもたちが在籍しています。本校では、日本語指導対応教員の配置を得てワールドルーム（帰国生学習室）を設置し、秋には「多文化 秋のつどい」を開催しています。道徳の時間をはじめとして、多様性を認め、互いを理解し尊重する心、人権感覚豊かな道徳的実践力を育みます。

Ⅱ 家庭・地域との連携

1. P T A 会長 半田 勉 氏（平成28年度 以下同じ）

保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な成長を図ることを目的としています。

本部役員：会長、副会長、書記、会計 実行委員：役員、委員会正副委員長
委員：学級委員会、専門委員会（企画・広報・地区）、会計監査、指名委員会

2. P T A・O B会 会長 奥野 延義 氏

元P T A役員・実行委員で構成され、学校支援に協力していただいています。

3. 北中学校区学校支援地域本部 学校支援コーディネーター 北浦 雅代 氏 花壇整備、図書館開館、学校公開、体育祭及び卒業式受付・警備、合唱祭休憩所、 面接指導などについて学校支援ボランティアの呼びかけをしていただいています。

4. 北中学校区青少年健全育成運動協議会（青健協） 会長 藤森 潔文 氏 地域社会をあげて、健やかで心豊かな子どもを育てることを目的とし、教育シン ポジウム、パトロール活動、年末一斉清掃などに協力していただいています。

5. 北中学校区青少年指導員会 会長 藤森 潔文 氏 青少年が心身ともに健やかに成長するよう、パトロール、環境浄化依頼活動、街 頭指導、相談・援助活動などに協力していただいています。

6. 北中学校区セーフティネットワーク協議会 会長 中村 正治 氏 地域の身近な相談窓口であるC S W（コミュニティソーシャルワーカー）、民生・ 児童委員、主任児童委員を中心に、関係機関が集まり、ケース検討、見守り、北中 子育てサロンなどに協力していただいています。

7. 学校協議会

学校運営にかかわる提言をいただき、信頼される学校づくりを主体的に進めるた
めのものです。学校協議員は、校長が推薦し教育委員会が委嘱します。

追手門大教授 鉦田 泰弘 氏

青健協会長 藤森 潔文 氏

P T A会長 半田 勉 氏

セーフティネットワーク協議会会長 中村 正治 氏

民生・主任児童委員 下田平 敬子 氏 学校支援地域本部 北浦 雅代 氏

* 何かあれば、学級担任にご相談を

心配なことが生じたときは、生徒にとってもっとも身近な学級担任へ連絡をお願い
します。保護者、関係教職員とともに問題解決への対応を行います。もちろん、
緊急を要するときは、関係教職員に直接お話しいただいても構いません。

Ⅲ 相談機関の紹介

1. スクール・カウンセラー（ＳＣ）

りんしやう臨床心理士などの資格を持つ者が、週１回来校しています。生徒の心のケア、保護者の悩み・相談について、なやカウンセリング等を行います。

＜予約方法＞ 生徒：直接の来室や^{もうしこみやうし}申込用紙で予約

保護者：学校（子ども支援コーディネーター・教頭）への連絡で予約

2. スクール・ソーシャル・ワーカー（ＳＳＷ）

ふくし社会福祉士などの資格を持つ者が、週１回来校しています。子どもを取り巻く環境に働きかけるとともに、教職員・保護者へ手立ての助言や福祉機関との連携を行います。

3. 茨木市教育センター 駅前３丁目 市民総合センター ３階 626-4400

(1) 面接相談 不登校、いじめ、対人・交友関係など臨床心理専門の相談員が面接を行っています。電話予約必要

(2) 発達相談 子どもの発達について、おもに保護者との個別相談を行っています。必要に応じて本人の相談や発達検査も行っています。電話予約必要

(3) 電話教育相談（625-7830） 専門相談員が対応

(4) 「いじめ」ホッと電話相談（627-5511、0120-14970）

いじめについて、専門相談員が子ども・保護者からの相談に対応

(5) 不登校に対する取組み 学校を通しての相談が必要

・適応指導教室「ふれあいルーム」 個別及び集団活動によって学校復帰をめざす。

・シャトルスタッフ 大学生が１時間程度の訪問をし、話し相手になります。

4. 茨木市子育て総合支援センター 東中条町 合同庁舎４階 624-9301

子育てに関する情報を提供したり、電話や面接での相談に応じています。

5. 茨木少年サポートセンター 中穂積 三島府民センター４階 621-4114

大阪府、大阪府警察本部、大阪府教委が連携して、子どもの非行未然防止や立ち直り支援等、健全育成のための活動を行っています。

6. 大阪府吹田子ども家庭センター 吹田市出口町 06-6389-3526

子どもや家庭に関するあらゆる問題についての援助活動を行っています。

*その他、校区のＣＳＷ、児童・民生委員、主任児童委員、保護司の方々への相談も可能ですし、警察署、保健所、茨木市、大阪府にも様々な相談窓口があります。

IV 自然災害・感染症への対応

1. 地震発生時の措置

(1) 大地震（震度5弱以上）が発生

始業前の場合 臨時休校

授業中の場合 授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）

放課後の場合 部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）

＊臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

(2) 震度5弱未満の地震が発生の場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校。

2. 警報発令時の措置

北大阪地域に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の措置をとります。

（なお、「大雨」「洪水」の警報が発令された時は通常どおり登校）

午前7時の時点での警報発令の場合 自宅待機

午前9時までに警報解除の場合 解除された時点での登校

午前9時に警報が解除されていない場合 臨時休校

＊『特別警報』においても、『暴風警報』と同じ措置をとらせていただきます。

＊午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合は、当日の給食提供はなしとなります（キャンセルの必要はありません）。また、午前9時までに警報が解除され登校になっても、給食提供はありませんのでご用意をお願いします。

＊授業中に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。緊急時の措置の場合には、PTA実行委員会、地区委員会、学級委員会の皆様方のご協力をお願いする場合があります。安全確保を第一にするために、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解よろしくお願いいたします。

3. 下表の感染症にかかったとき

生徒自身の治療と休養、学校での感染を防ぐために「出席停止（出停）」となります。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、髄膜炎菌性髄膜炎、結核、
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎など）

※病気が治れば医師の指示に従って登校してください。診断書の提出は必要ありません。登校後にお渡しする「登校届」に保護者が記入し提出してください。

V 校内外での安全確保

1. 体調不良・けがが生じたとき

体調不良、発熱、けが等のときには、保健室や職員室で応急手当をします。また、体調が戻るまで休養も行います。しかしながら、病院へ行った方がよい、1時間ほど休養しても回復しない、早退した方がよい等の判断をしたときは、安全カードに記入されている緊急連絡先へ電話をし、ご相談します（病院へ救急搬送するときには保護者との連絡が済んでいることが確認されたり、病院への同行を求められることがあります）。よって、在校中の時間帯は勤務中であっても連絡が取れる複数の緊急連絡先をご記入されますようお願いいたします。なお、内服薬は副作用・アレルギー反応の恐れがありますので、保健室では使いません。ご理解ください。

2. 部活動・授業で負傷などをして、医療機関へ行かれたとき

学校管理下で負傷などをし、医療機関で受診されたときには“独立行政法人 日本スポーツ振興センター”が医療費・見舞金を災害共済として給付する制度があります。国・市教委・保護者による互助共済制度ですので、掛金一人、年間920円のうち460円を保護者の方に負担していただいています（但し、生活保護法による保護を受けている世帯の生徒については、別途定めがあります。）

また、医療費総額（医療保険でいう10割分）5,000円以上、医療保険でいう被保険者（家族）で、通常自己負担は総額の3割負担（窓口での支払い）が1,500円以上のものが対象となります。なお、審査があり通常2ヵ月程かかりますのでご承知のほどお願いいたします。事由が発生したときは、申請に必要な用紙をお渡しいたしますのでご連絡ください。

3. 不審者・変質者への対応、個人情報管理について

近年、学校内外で生徒の安全が脅かされる事案が発生しています。地域の防犯協会青少年健全育成協議会、PTAの方によるパトロール活動が積極的に行われているので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。生徒たちには「大声を出す・逃げる助けを求める・特徴を覚える・警察への届け」などをするよう指導していますので、ご援助をお願いいたします。

来校されるときは、PTA作成の「名札（保護者確認書）」の着用をお願いいたします（詳細は、入学後に案内いたします）。生徒への連絡や届け物がある場合は、直接教室等へは行かず、職員室においでください。必要に応じてお子様を呼びに行ったり、届け物をお預かりします。緊急連絡も取り次ぎいたしますが、折り返し確認させていただくこともありますのでご了承願います。なお、個人情報の聞き出し行為が発生しています。教育委員会等が電話で聞き取りをすることはありません。

Ⅵ 学校徴収金・PTA会費について

本校では学校で必要となる諸費用（学校徴収金・PTA会費）について、ゆうちょ銀行の自動払込（口座振替）を利用し集金させていただいております。専用用紙に必要事項をご記入の上、2月末日までにお手続をして頂き、お近くのゆうちょ銀行にご提出ください。

1回の引き落としにつき、10円の手数料をご負担いただくことになりますが、校内での現金取扱いを減らすことにより事故やトラブルを防止するため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。第1回目の引き落としは5月18日で、年3回（5月、9月、11月）を予定しています。

内訳	教材費	約20,000円（年間）
	生徒会費	1ヶ月 60円
	PTA会費	1ヶ月 保護者一人 1口 200円
	修学旅行費	約57,000円（2年生から旅行業者による積立を予定）

※口座開設ができない場合は、現金徴収もいたします。

※学校徴収金の会計予算書は、ご入学後にお知らせいたします。

Ⅶ 就学援助制度について

茨木市では、経済的な理由によりお子さまを小学校や中学校に就学させることが困難な方に、お子さまを学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助（就学援助制度）を行っています。

1. 援助を受けることができる方は、次の(1)～(3)すべてに該当する方です

- (1) 茨木市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 世帯全員の所得総額が、所得基準額以下の方
- (3) 生活保護法の適用を受けていない方

※ 保護者の死亡、離婚、失業等により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、担任又は事務室までご相談ください。申請できる場合があります。

2. 申請手続きの流れ（毎年、新たに申請が必要）

- (1) 援助制度のお知らせを配布します。
- (2) 就学援助の申請を希望される方は担任までお知らせください。
- (3) 就学援助認定申請書をお渡ししますので、必要事項を記入し担任へ提出してください。

VIII 学校生活について

自由度の高い規定です。創立40年を越える歴史のなかで、生徒と教職員の様々な取り組み、家庭と地域からの信頼・理解・協力によって、現在の規定となっています。本校の歴史と校風を大切にして、善悪の判断を生徒自身で適切に行い、誰もが学習活動を大切に“安全・安心”かつ積極的に行えるよう指導しています。

1. 生活の心構え

(1) あいさつをしよう

1日の始まりはあいさつから。明るく、元気よくあいさつしましょう。あいさつされたら元気よく返しましょう。地域の方や、学校に来校されている方にもあいさつをしましょう。

(2) 自分をしっかりと見つめよう

自分の言葉や行動が人を傷つけていないか、常に考えてください。何気なく言った言葉や行動が、他人をものすごく傷つけているかもしれません。相手の立場や気持ちを分かろうと努力することが大切です。

(3) 暴力は何の解決にもなりません

暴力やおどしで、相手に言うことを聞かせても、本当にわかってくれたのではなく、怖いというイメージができるだけです。そのうちに、暴力にたよる人から離れていきます。言葉があるのだから、話し合いで解決しましょう。

(4) 相談してください

話し合っても解決しないときは、保護者や先生方に相談したら、解決のヒントがきっと見つかります。先生に相談できないときは、スクールカウンセラー（SC）に相談することもできます。その他にも多くの相談機関があります。

(5) いじめは弱い心の表れ

自信や誇りのある人は、人をいじめたりはしません。学習、部活動、行事、自主活動など、毎日を精一杯生きてください。

2. 通学

(1) 登下校について

①本鈴8時35分に担任の先生が出欠の確認をし、教室で着席していなければ遅刻になります。5分前には登校しましょう。日直（もしくは鍵係）が開錠しますが、早ければ職員室へ鍵を取りに行きます。

②自転車での通学は認めていません。理由があって自転車の使用が必要になった時は許可証を発行しますので担任に申し出て下さい（なお、平成28年4月より大阪府自転車条例によって損害賠償保険加入が義務付けられました）。理由なき自転車通学がわかった場合は、自転車は学校保管し、保護者に返却します。

③登下校中にコンビニ等に立ち寄ることは認めていません。

④朝の点呼時に登校していなければ、安全確認のために学年教師から電話をさせ

ていただくこともあります。急な欠席や遅れる際には、保護者による電話での
ご一報をいただきますようお願いします。

(2) 外出許可証について

お弁当を忘れたときにのみ、昼休みの時間のみで貸し出します。勝手に外出する
ことは厳禁です。

3. 学習活動

(1) 授業環境を整えよう [北中校区で共通して実践しています]

- ①メロディーチャイムが鳴り始めると着席し、先生が来られるまで待つておく。
- ②授業の開始と終了は、「起立・しゅうりょう気をつけ・礼」をしよう
- ③授業が終わったら、次の授業の用意をしよう
- ④机の横や通路にかばんを置かないようにしよう

(2) 忘れ物をしない

- ①前日に次の日の準備をしておくこと。
- ②宿題や提出物は期限を守ること。

(3) 朝の時間

10分間の読書タイム（学習活動）の後、5分間のMT（朝の会）で諸連絡を行
います。

(4) 授業中

- ①先生は授業を工夫します [北中校区で共通して実践しています]
 - ・学習目標（ねらい）を最初に提示します
 - ・生徒のみなさんが考える時間をつくれます
 - ・考えたことを友だちと話し合う（交流する）時間をつくれます
 - ・ふ振り返りを最後にします
- ②気分が悪くなったり、やむを得ずトイレなどに行きたくなった場合は授業の先
生に許可をもらうこと。
- ③私語は、自分で授業内容が分からなくなるだけでなく、級友にも迷惑めいわくをかける
ので絶対にしないこと。
- ④身だしなみを整えて気持よく授業を受けましょう。
- ⑤授業終了のチャイムが鳴るまで教室から出ないこと。授業は礼で始まり礼で終
わること。勝手な行動はしないこと。

(5) 休み時間

- ①移動教室の場合は、休み時間に移動を開始すること。
- ②保健室に行くなどで授業に出られない場合や遅れる場合は、級友からそのこと
を担当の先生に伝えてもらうこと。

(6) ST・清掃・放課後

- ①授業が終われば、荷物をまとめ、STの準備をします。
- ②STでは、連絡や振り返りを行います。
- ③掃除は、教室・廊下と特別区域があります。級友と協力して行いましょう。
- ④一般門限は、年間通して16時30分です。寄り道いっばんをしないで交通ルールを守って

帰宅しましょう。もしも、事故や被害にあえば、大人の人に助けを求め、警察へ届けたり、保護者の人に話しましょう。

- ⑤部活門限・完全下校の時間は、次のようになっています。学級や委員会活動で遅くなる時も同じです（公式戦前には30分の活動延長を行うときがあります）。

4～9月:17時45分 10月・2月:17時15分 11～1月:17時 3月:17時30分

(7) 学校及び家庭学習を頑張るために

- ①『ぷらすノート』を使って、学びを記録する。

- ・S T（終わりの会）で連絡を写し、時間割・準備物・宿題を確認する。
- ・毎日の家庭学習の時間（塾の時間も含む）を記録する。
- ・週末に保護者の方に見てもらい、月曜日の朝に提出する。

- ②『自主学ノート』を使って、学ぶ習慣をつける。

授業で出される宿題や塾等で学ぶこととは別に、自分で計画して進める。

- ③市教育センターHPの『いばらきっ子スタディ』を活用する。

入学後、ID・パスワード及びパンフレットが配布されます。デジタル教材をはじめとして、全国高校入試問題も印刷できます。

④学習の基本

脳科学の成果によって、記憶や学習についての様々な知見があります。また、教科や単元によっても異なりますので、基本的な内容をご紹介します。

- ・自分の夢・目標・目的意識を持つ。
- ・学ぶことができることに感謝し、学びを楽しむ。
- ・睡眠、食事、排泄などの生活リズムと学習環境を整える。
- ・部活、行事、テストの予定をもとにして、計画的に行う。
- ・予習・授業・復習のサイクル、テスト・テスト後の見直しをきちんと行う。
- ・安易な方法に頼らないで、まずは自分で考える。
- ・論理的に文章を読む。知らない単語に出会ったら意味を調べる。
- ・問題文の意味を把握し、どの方法で解けるか考える。解き方をまねる。
- ・単語・熟語などを長期記憶とするために、①深く考える。②「ながら勉強」ではなく、意識を集中し、繰り返す。③音読しながら書き写すなど、すべての感覚を動員して取り組む。
- ・社会事象に関心を持ち、常に「なぜ」という疑問を持って、テレビや新聞を視聴したり、友だちと会話する。
- ・授業で主体的に学び、実技テスト・作業・練習は全力で取り組む。
- ・提出物は期日どおりに提出する。補習テストや学習会があれば、進んで受講する。わからないところや質問があれば、先生に尋ねる。

4. 昼食・昼休みについて

- (1) 家から持参した弁当もしくは中学校給食を、各自の教室でいただきます。
- (2) 湯茶の用意を学級単位でしますが、水筒等で持参してもよいです。但し、お茶、水に限ります。ジュース・炭酸ドリンク・スポーツドリンク等は不可です。
- (3) ペットボトルについては、お茶のみ許可します。ただし、学校で多量のペット

ボトルは処分ができないので、各自家に持って帰るようにしてください。500ml以下の紙パックの飲み物については、昼食用にのみ持参してもよいです。

- (4) 中学校給食は、利用する日を「中学校給食予約システム」によりインターネット（パソコン・携帯電話等）、マークシートで予約する選択制で行っています。
詳しくは『利用の手引』を見てください。

- (5) 学級用ボールを使ってグラウンドで遊ぶことができます。図書室で読書をすることもできます。

5. 教室の管理

- (1) 他クラスに入らないこと

教室には個人の持ち物があり、休み時間はゆっくりと過ごしたい人もいます。

- (2) 戸締まりは確実にを行うこと

誰が戸締まりをするのか責任者（日直や係）を学級ごとに決めます。

- (3) ガラスなどの学校備品の破損

①すぐに、担任もしくは学年の先生、職員室へ連絡する。

②けがなどがあれば傷の手当てを最優先し、二次的な事故が起きないようにする。

③実費弁償する（個人損害賠償保険を利用するときは、お知らせください）。

- (4) 冬季のストーブの使用について

①休み時間ごとに窓やドアを開けて換気を行うこと。

②次のことがあれば、ストーブを撤収します。

物を燃やす。教師がいないうちに使用する。その他、危険な行為の発生。

* 火災報知設備、消火器、防火扉は、命に関わる大切な用具です。いたずらは消防法違反となり絶対に許されません。

6. 職員室への入退室

- (1) あいさつをすること〔北中校区で共通して実践しています〕

服装を整え、入室時には「失礼します」「〇年〇組（部活名）・□□です」「△△（用件）のために来ました」、退出時には「失礼しました」と発声すること。

- (2) 職員室での行動

- ・ 出入り口付近の黄色ラインまでが入室範囲。
- ・ 職員室内では騒がない。

7. 体育館について

- (1) 体育館では必ず体育館シューズで利用すること。

- (2) 体育館に直接スリッパを置くと、砂や汚れが体育館の床に落ちます。体育館を大切に使うために、袋を必ず用意すること。

8. 図書室の利用

生徒のみなさんの『希望図書アンケート』をもとに購入した本がたくさんあります。

- (1) 開 室 昼休み

(2) 貸出・返却の仕方

- ① 期間・冊数 一週間 ・ 一人一冊
- ② 方法 図書委員の指示に従い、コンピューターで手続きをしてもらう。コンピューターで作業できない本は、図書委員の指示に従ってください。

(3) ルール・マナー

- ① マンガや禁帯出のラベルのついた本は借りられません。
 - ② 飲食厳禁
 - ③ 図書室内では、静かに本を読んでください。騒いだり、暴れたりしない。
 - ④ 本を大切にしましょう。勝手に持ち出したり、乱暴に扱ったりして本を傷めて次に読む人が困らないようにしましょう。
 - ⑤ 図書室を利用した後は、後片付けを忘れずにしてください。読んだ本や使った椅子は、もとの場所に返しましょう。
 - ⑥ 図書室内では、図書委員や先生、図書ボランティアの方の指示を必ず守ってください。
 - ⑦ 冷暖房の操作は先生やボランティアの方が行います。また、本を読む目的でない人は図書室に入室できません。
- * 図書室内でのマナーが悪い場合、退室を求めたり、閉室することもあります。

9. 保健室の利用(校舎1階西端)

保健室は、みなさんの心と身体の健康を「知る、守る、作る」ための部屋です。

- (1) 保健室には、けがをした人、具合の悪い人などが来室します。みんながゆっくり休めるように、お互いに思いやりの気持ちをもって行動すること。
- (2) MT前・休憩時間・放課後に利用することを原則とする。
- (3) 利用するときは、必ず保健環境委員か級友に伝えてから来室する。
- (4) 授業中どうしてもしんどくなった時は、教科の先生に許可を得て職員室に行き『保健室利用カード』をもらってから来室する。
- (5) ケガや体調不良だけでなく、悩みごとや気にかかることの相談も可能です。なお、週に1度カウンセリングルーム(校舎2階東端)にスクールカウンセラー(S C)が来られます。詳しくは『スクールカウンセラー便り』を参考にしてください。

10. テストの受け方(定期考査1週間前から部活動は休止になります)

(1) 前日準備

- ① テスト座席(男女混合の出席番号順)にします。
- ② 机、イスに落書きがないか確認。あれば消してください。
- ③ 机の中は空にする。

(2) 当日

- ① 開始5分前には、トイレを済ませ、正しい服装で「入室、着席」完了。私語厳禁。机の上には筆記用具のみ置く。定規・コンパス等は指示のあった教科のみ可。
- ② 机の中、周囲に不要な物は置かない。(かばん・荷物はロッカー等に)
- ③ 問題用紙等が配られたら裏向けにして後ろの人に渡す。

- ④教師の指示で、表向けて年・組・番号・氏名を書いて始める。
 - ⑤印刷不鮮明^{ふせんめい}などがあれば、静かに手を挙げ^あ、教師に伝える。
 - ⑥トイレなどの理由で途中退席^{とちゅうたいしやく}したときは、解答用紙を回収します。新しい用紙を渡しますが、原則として一枚目のみを成績関係資料とします。
 - ⑦テスト終了の合図^{えんぴつ}が鳴れば静かに鉛筆を置く。
 - ⑧教師の指示に従い解答用紙を提出。
 - ⑨氏名記入・受検者数の確認をしますので、教師の指示があるまで静かに待機。
 - ⑩教師の指示で終了。
- (3) 不正行為（カンニング、答案改ざんなど）について
- 全教科、0点または無効になることがあります。なお、各自の答案用紙は授業研究のために、返却前にスキャナーを使って電子保存しています。

11. 生徒会活動

(1) 本部役員会議と役員の活動

会長以下役員全員が毎週1回本部役員会を開き各分野の活動計画と調整を図る。

(2) 生徒総会

生徒間の議決機関^{ぎんかん}として生徒全般にわたる問題、行動計画、各種委員会^{かいはいかい}の改廃等重要な問題を審議^{しんぎ}する。

(3) 学級委員会

生徒議会に出席し、生徒会全般にわたる問題、行事計画、各種委員会^{かいはいかい}の改廃等重要な問題を審議する。気持ちの良い環境で規則正しい学校生活が送れるよう、生活の目標を立てて、実行に移す。適宜、生活取り組み^{てきぎ}を行うなど、生活体育委での自律をめざす活動をする。

(4) 文化委員会

合唱祭を始めとする文化的行事の企画・運営にあたる。特に合唱練習では授業の時から中心となり、北中の伝統である、合唱を発展させる。放送活動を通して、文化の啓蒙^{けいもう}を図る。

(5) 生活体育委員会

体育祭・クラスマッチ等の体育行事の企画・運営にあたる。体育の授業のリーダーとなる。また、安全で安心できる学校生活をつくりだす取り組みの主となる。

(6) 保健環境委員会

保健衛生の奨励^{しょうれい}について計画したり、推進したりする。先生と協力して傷病者^{しょうびやうしゃ}の世話を行う。教室内の設備・備品の管理を行い、気持ちいい環境で学校生活を送れるよう、環境美化に関する呼びかけ、奉仕活動^{ほうし}をする。

(7) 図書委員会

朝読書の推進、昼休みの図書館の開館、新着図書の整理などを行い、図書室が快適に使用できるように努め、読書活動の推進^{にん}を担う。

(8) 実行委員会

学年行事など、活動期間が限定される活動を企画運営するとき、もしくは行事の運営が担当委員だけでは支障がある場合には、その都度生徒を招集し、実行委

員会を結成することができる。（例）選挙管理委員会、体育祭実行委員会

(9) 28年度本部役員

前期 3年：中村 翼、泊口 秀気、中田 朋香、富山 楓、河嶋 輝弘

2年：辻本 鈴、端 未鈴、下野 彩花、堀内 杏里、山下 菜月、小島 祥

後期 2年：端 未鈴、下野 彩花、小島 祥、遠藤 聡馬

1年：小阪 美乃里、奥野 哲太、河嶋 雅明、吉峯 孟武

12. 服装

変形服は禁止。着こなしも中学生らしくあること。昼休みにグラウンドで遊ぶとき以外は、制服を脱がない。更衣期間は、気温・行事等によって指示します。

(1) 男子制服

冬服上着（10月頃～5月頃）

黒色詰襟^{つめえり}の学生服。ボタンは北中の校章入り、または、桜印（標準服ボタン）

指定の白色長袖^{ながそで}ポロシャツ 制服の下に着用か更衣移行期間に着用してもよい
夏服上着（6月頃～9月頃）

指定の白色半袖^{はんそで}ポロシャツ

ズボン（夏冬兼用、または夏用）黒色の標準幅^{はば}タックなしの学生ズボン

(2) 女子制服

冬服上着（10月頃～5月頃）

紺色^{こんいろ}セーラー服、赤線3本、赤色ネクタイ、白色襟^{えり}カバー。

指定の白色長袖^{ながそで}ポロシャツ 制服の下に着用か更衣移行期間に着用してもよい
夏服上着（6月頃～9月頃）

指定の白色半袖^{はんそで}ポロシャツ

スカート（夏冬兼用、または夏用）紺色 スカート丈^{たけ}は膝^{ひざ}が隠^{かく}れる程度

(3) 防寒服

- ・冬の防寒服は、学校指定の冬用体操服を使用すること。
- ・制服の下にセーター、トレーナー、ベスト、長袖^{ながそで}Tシャツ、ストッキングは、冬服着用期間は着用してもよい。但し、地色・柄ともに蛍光色・金・銀・ラメ
その他派手なもの以外は可とする。カーディガン等を制服の上に着るのは禁止。
- ・手袋^{てぶくろ}、マフラーは登下校時冬服着用期間のみ使用して良い。校内での使用は禁止。
- ・制服からはみ出るもの、制服がきちんと着られないもの、派手なファッションや風紀を乱すものは禁止。判断に迷うものはその都度検討するので、着用前に持参し、相談すること。

(4) 靴下

- ・自由。ただし、ルーズソックス、レッグウォーマー、派手なもの、TPOにそぐわないものは禁止。判断に迷うものはその都度検討するので、着用前に持参し、相談すること。

(5) 履物（上履、下履を区別する）

- ・上履（屋内用）男女共指定の物を用いること。（各学年別）
- ・下履（通学用）は、運動のできるひも靴とする。

- ・体育館シューズは、学校指定のものを使用すること
- (6) 体操服
 - ・学校指定のものを使用すること。
- (7) 名札
 - ・学校指定のものを冬服に縫い付けて使用する
- (8) その他
 - ・夏服の下に着る物は、部活Ｔシャツを除いてあきらかに白の面積が多いこと。
金・銀・ラメ等派手なもの、制服からはみ出すものは禁止。
 - ・風邪等、健康上授業中に防寒服やひざかけを使用したい時、けが等で履物・衣服が規定通りに着用できない時は、保護者が生徒証明カードに理由を記入し担任へ申し出て許可を得る。
- (9) 学校指定品の取り扱い（価格は税込み 28年度現在）

名札 220円（入学時の1枚は入学後の学校徴収金で徴収）
紛失時は、事務室に現金を添えて申し込み（納品：1週間程度）

制服等

富士サービス 永代町5-116 ソシオ茨木Ⅰ（阪急駅前茨木ビル）

営業時間：10時～18時30分 定休日：月曜日 電話 072-622-3317

詳しくは、商店からのご案内をご参照ください。なお、長期休業中を除いて毎月、第1・3木曜の昼休み時間に正面玄関にて販売・引き渡し。

入学式当日は、在校生のゼッケンのみ11時30分から12時30分まで販売。

制服(上下) 男子 27,660～37,170円（校章入りボタン含む）

女子 22,780～28,330円（襟カバー等含む）

白色ポロシャツ（校章・個人ネーム刺繍入り）

長袖 L以下：2,490円、LL以上：2,610円

半袖 L以下：2,370円、LL以上：2,490円

上履き 1,080円

体育館シューズ 2,390円（シューズ袋付）

体操服(個人ネーム刺繍入り)

冬用 ジャージ上 4,610円 ジャージ下 3,460円

夏用 半袖体操服 L以下：1,310円、O：1,500円

ハーフパンツ 2,550円

ゼッケン 100円（入学時の2枚は学校徴収金で徴収）

その他

男子制服ボタン 60円 裏ボタン 10円 女子襟カバー 940円

女子ネクタイ 500円 ネーム刺繍入れ換え加工賃 330円（ネーム刺繍を抜いてお店へ）

13. 頭髪^{とうはつ}について

- (1) 中学生としてふさわしく清潔にする。パーマ、カール、脱色^{だっしょく}、染色^{さばつ}、奇抜な頭髪（モヒカン、ライン、サイドをそる、アシンメトリー等）は禁止。
- (2) 整髪剤^{せいはつざい}の使用は禁止。
- (3) ゴム・ピン^{かざり}の色は自由。飾りは大きくないもの。ただし、カチューシャ等の極端^{きょく}に大きな髪留め、万^{たん}一^{かみどめ}、ぶつかった時に怪我が予想されるようなもの、タオルを巻いたり帽子^{ぼうし}などをかぶる行為は禁止。

14. 持ち物、その他について

- (1) カバンは自由。ただし、中学生として相応^{ふさわ}しいもの。
- (2) 学校生活に必要なものを持ってこないように。不要物（携帯電話、ゲーム、音楽プレーヤーなどの電子機器、お菓子、マンガ、雑誌、トランプ、カード類など）は、すべて没収し担任が預かり保護者連絡の後、原則保護者に返却します。
- (3) 必要でないお金も持ってこないように。友達同士でのお金の貸し借りはトラブルの原因になりますので絶対にしないように。
- (4) 時計、ピアス、ネックレス、口紅、マニキュアなどの化粧品^{けしょうひん}は禁止。
- (5) 持ち物には名前を書きましょう。落し物で職員室に届けられたものは、校務員前の“忘れ物BOX”に保管してあります。保管期間は原則1か月です。自分の物がある場合は担任か職員室でそのことを伝えてください。

15. 生徒証明カードについて

- (1) 三つ折りにして使用します。生徒証明書欄^{らん}には必要事項を記入してください。
No. のところには、期生、組、出席番号^{けた}を5桁で記入。
例) 45期生1組40番なら45140となります。発行日は2017年4月1日
- (2) 「覚え欄」は、家に帰ってから記入してください。
- (3) 「諸届・許可欄」は、保護者の記入と押印^{おういん}で使用してください。
- (4) 紛失すると悪用される可能性があるので注意してください。再発行は担任に申し出てください。

16. 諸届けについて

- (1) 欠席^{ちこく}、遅刻、早退、欠課^{きびき}、忌引、見学等の諸届は、必ず担任の先生に届け出ること。
- (2) 遅刻して登校してきた場合、必ず職員室へ寄り、学年教師から遅刻カードを受け取り教室へ行くこと。
- (3) 住所等の変更が生じたときは、すぐにその旨^{むね}を担任の先生に届け出ること。
- (4) 在学証明書、身分証明書、鉄道学割等、証明書の必要な者は、1週間前に申し出る。当日発行はしない。
- (5) 忌引き日数は、下記のとおりとする。

父母…7日以内 祖父母・兄弟姉妹…3日以内 その他の親族…1日以内

IX 資料

生徒会会則

第1章 名称

第1条 この会は大阪府茨木市立北中学校生徒会という。(以降この会とよぶ)

第2章 目的

第2条 この会は校訓の精神に基づき、将来よりよき社会人になるため、個人を尊重し、自分の行動に責任を持って、私たちの手で私たちの学校を明るく、楽しく、より立派なものにして、幸福な学校共同社会の実現をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会は本校生徒全員で構成される。

第4章 組織

第4条 この会は次の組織で運営する。

- (1) 学校生徒総会 (2) 学年生徒総会 (3) 全校生徒議会
- (4) 学年生徒議会 (5) 学級自治会 (6) 各種委員会

第5条 ①全校生徒総会は、この会の最高の議決機関であって、会員全員で構成する。
②学年生徒総会は、各学年の会員全員で構成し、学年に関することについてのみの議決を行う。

第6条 生徒議会は生徒会本部役員、学級委員によって構成され、特別重要なこと以外はこの議会で決定される。

第7条 この会の運営を充実させ、円滑に推進するために、以下の各種委員会を置く。

- (ア) 学級委員会 (イ) 文化委員会 (ウ) 生活体育委員会
- (エ) 保健環境委員会 (オ) 図書委員会

その他必要に応じて、生徒議会の承認を得て、委員会を設けたり、廃止したりできる。活動には各学級のそれぞれの委員が参加する。

第8条 学級自治会は学級全員で構成される。

第5章 役員とその任務

第9条 この会は次の役員と委員を置く。

(1) 生徒会本部役員

生徒会本部役員は、それぞれの学年から選挙により4～6名選出する。
以下の役職を本部役員会の互選のもとに置く。

- 指導学年(前期3年、後期2年) 1. 会長 2. 副会長
- 指導学年以外 1. 学年長 2. 副学年長

(2) 学級役員(各学級から男女各1名)

学級委員・文化委員・生活体育委員・保健環境委員・図書委員

その他必要に応じて、生徒議会の承認を得て、委員を設けたり、廃止したりできる。

第10条 役員及び委員がその任務を行うときは、常に会員の意志を代表するよう心がけねばならない。

第6章 会議

第11条 全校生徒総会は会長が、学年生徒総会は学年長が必要に応じて招集する。

第12条 全校生徒議会は会長が、学年生徒議会は学年長が、各種委員会はその長が必要に応じて招集する。

第13条 生徒議会は通常議会と臨時議会に分かれ、通常議会は原則として月1回

開く。

第14条 会議は原則として全員の出席を持って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第15条 生徒議会及び生徒議会の成案の中で学校の方針に関係のあるものは、職員会議並びに校長の承認を必要とする。

第7章 役員の任期と選挙

第16条 選挙に関して公正を期するため、選挙管理委員会を設ける。

第17条 選挙管理委員会は各学級より選出された1名の者で構成し、選挙に関する一切の事務を行う。選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によるものとする。

第18条 役員及び委員は次の方法で選出される。選挙権、被選挙権は全会員が持っている。

(1) 生徒会本部役員は、各学年毎に全会員の無記名投票により選出される。

(2) 学級各委員は学級で、無記名投票か、立候補、推薦で選出される。

第19条 生徒会本部役員・各学級役員の任期は次のものとする。

(1) 本部役員の任期は1年とし、期間は以下のとおりとする。

11月初日から翌年10月末日

(2) 学級役員の任期は半年とし、期間は以下のとおりとする。

前期：4月初日から10月末日

後期：11月初日から翌3月末日（3年生は卒業まで）

ただし、委員会業務の執行上の都合において、その任務の開始日が移行するのは妨げない。また、4月当初新役員が決定するまでの間に緊急な事案が発生した時は、前年度後期の役員がその任を執行する。

(3) 各学級は4月末日までに前期委員を、10月末日までに後期委員を選出する。

(4) 各委員会は4月末日までに前期代表者を、10月末日までに後期代表者を選出する。

(5) 本部役員・各種委員の選出について、その再任は妨げない。

第8章 財政

第20条 生徒会の運営に要する費用は生徒会費として全会員より徴収する。

第21条 支出される費用については生徒会本部が年度予算を作成し、議会の承認を得る。

第9章 会則の改正

第22条 この会則の改正は生徒議会において3分の2以上の同意を得て、最後に会員3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 附則

第23条 この会則にのせられていないことは、生徒議会の決定による。

第24条 ①この会則は昭和49年4月1日より施行する

②平成19年4月1日より改正案施行する。

平成28年度
茨木市立北中学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもを目指して

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

生徒等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取り組み推進

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む

ウ 障がいのある生徒への理解を深め、すべての生徒にとって安心・安全な学校作りの推進

エ 規範意識^{きはん}の醸成^{じょうせい}（キャンペーン集会と連動した道徳教育の推進）

オ 生徒会活動の活性化（キャンペーン集会や委員会との連動）、体験活動の充実

カ いじめ撲滅^{ほくめつ}テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・生徒対象 生活アンケート 年3回（7月、11月、2月）
- ・教育相談週間の設定 年3回

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、養護教諭】

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発^{けいはつ}

（2）いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、こども支援コーディネーター、生徒指導主事、S E、養護教諭、支援主担、各学年教育相談係、ぷあぷあ担当、スクールカウンセラー

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応^{おこ}に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

- ・週1回（火曜4限予定）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無^{うむ}の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言^{けいぞくてき}を継続^{はいいりょ}的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ 速^{すみ}やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断しんだんにおける留意事項

いじめを隠蔽いんぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組こうもくを評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発防止の取組に関すること。

(別添) 資料1 いじめ防止等に関する年間計画

茨木市立北中学校

平成28年度 いじめの防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修			
5月			家庭訪問	
6月		キャンペーン集会	土曜参観	学校公開 教育シンポジウム
7月	校内研修		教育相談	
8月	校内研修			
9月		キャンペーン集会		防災訓練
10月				学校公開
11月		キャンペーン集会		多文化のつどい
12月	校内研修		教育相談	年末一斉清掃 子育てサロン
1月		キャンペーン集会		
2月				学校公開
3月	検証・総括 そうかつ			

P T A 規 約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、茨木市立北中学校(以下『北中学校』という。) P T A と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は、北中学校内に置く。
- 第 3 条 本会は、北中学校に在学する生徒の『保護者』と、北中学校に勤務する教職員(以下『教員』という。)とが協力して、家庭、学校、社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 生徒の指導と福祉増進に関すること。
 - (2) 教育環境の充実に関すること。
 - (3) 地域社会における社会教育振興に関すること。
 - (4) よりよい保護者及び教員をめざす研修に関すること。
 - (5) その他、目的達成のための必要な事項に関すること。
- 第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 - (2) 非営利的、非宗教的、非政治的であって、いかなる営利事業及び宗教活動の応援、又他のいかなる職務の候補者の推薦をもしない。
 - (3) 学校の管理や教員の人事には干渉しない。

第 2 章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は、保護者及び教員とし、会員は全て平等の権利と義務を有する。

第 3 章 会 計

- 第 7 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によりまかなう。
- 第 8 条 本会の会費は、月額200円とし、原則として学期ごとにその学期分を一括納入するものとする。
- 第 9 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役 員

- 第 10 条 本会の役員は、次のとおりとする。ただし、兼任は認めない。
- (1) 会 長 1名(保護者側から)
 - (2) 副会長 2名(保護者側から)
 - (3) 書 記 2名(保護者側・教員側から各1名)
 - (4) 会 計 2名(保護者側・教員側から各1名)
- 第 11 条 役員の任期は、4月1日から1年(補充役員は、前任者の残任期間)とする。
ただし、再任は妨げない。
- 第 12 条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会、委員総会、実行委員会を召集する。又、役員及び学校長の承認を得て各種委員会の正、副委員長及び各選出区分より互選された委員を委嘱する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
 - (3) 書記は、総会及び実行委員会の議事を正確に記録し、各種会議の召集について通知する。

- (4) 会計は、本会の全ての金銭の収入、支出を正確に記録し、会計監査の監査を経た後、総会に収支決算を報告して承認を得る。

第 5 章 会 計 監 査

第 13 条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査を置く。

第 14 条 会計監査は、必要に応じて随時^{ずいじ}監査を行うものとし、総会に監査結果を報告する。

第 15 条 会計監査の任期は、役員に準ずる。

第 6 章 役 員 等 の 選 出

第 16 条 役員及び会計監査(以下『役員等』という。)の選出は、次のとおり行うものとする。

ただし、教員側から選出する役員の選出は、学校長に一任するものとする。

- (1) 役員等の候補者(以下『役員等候補者』という。)の選考指名は、次の区分により選任された役員等候補者選考指名委員会(以下『指名委員会』という。)で行い、新役員等の選出決定は、年度末総会において行うものとする。ただし、自ら希望する者又は、被推薦者の了解^{りょうかい}を得て推薦しようとする者は、本規約の定めに基づき、役員等候補者に立候補又は推薦することができる。

イ 各小学校区の地区委員の互選による代表各1名以上。

ただし、上記に従い各地区から1名以上の代表を選出することができないと判断された場合は、同一地区から複数名の代表を選出し、これに代えることができる。この場合の判断は、指名委員長がこれを行う。

ロ 実行委員の互選による各小学校区代表各1名以上

ハ 教員の代表2名

- (2) 指名委員会は、12月中に発足し、互選^{ほっそく}により新役員を選出する。

ただし、新役員の承認と同時に解散するものとする。

- (3) 指名委員会は、委員長が召集し、役員等候補者の指名に当たっては、事前に被指名者^{ひしめいしゃ}の同意を得なければならない。

- (4) 指名委員会は少なくとも年度末総会の5日前までに、指名した役員等候補者名を会員全員に通告しなければならない。ただし、立候補又は推薦しようとする者は、年度末総会の2日前までに、文書で候補者名を指名委員会に届け出るものとする。

第 7 章 総 会

第 17 条 総会は、本会の最高議決機関であって、定例総会は、年度当初及び年度末の2回開くものとし、次の事項を審議し、決定又は承認する。定例総会の開催に当たっては、少なくとも開催の7日以前に全会員に通知をなすことを要する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会費の改定
- (4) 役員等の選出
- (5) 規約の改廃
- (6) その他実行委員会で必要と認める事項

第18条 会長は、実行委員会が必要と認めた場合又は、全会員の5分の1以上の者から要求のあった場合には、臨時総会を招集しなければならない。臨時総会の開催に当たっては、少なくとも開催の3日以前に全会員に通知をなすことを要する。

第19条 総会の定足数は、全会員の5分の2以上(代理権授与通知書提出者数を含む。)とし、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 委員総会及び実行委員会

第20条 委員総会は、会長が必要と認めた場合開くことができる。

第21条 委員総会は、実行委員及び各種委員会委員によって構成し、年度事業計画及びその他の事項について審議する。

第22条 実行委員会は、役員、会計監査、学校長、教頭及び各種委員会の正、副委員長並びにその担当委員等によって構成する。ただし、各種委員会の副委員長は、複数にすることができる。

第23条 実行委員会の例会は、原則として每学期2回以上開くものとする。

第24条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各種委員会で立案された事業計画を審議するとともに、内規や細則等を審議し、決定する。
- (2) 総会に提出する議案及び報告書を作成する。
- (3) 役員等に欠員の生じたときは、これの補充を決定することができる。
- (4) 必要ある場合には、特別委員会を設けることができる。
- (5) その他、会長から委任された事務を処理する。

第25条 実行委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

第26条 実行委員会で議決を要するときには、出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 各種委員会

第27条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設け、その任務等は次のとおりとし委員の任期は役員に準ずる。

(1) 学級委員会

イ 学級委員会は、各学級の保護者から各2名ずつ互選された委員と担当教員によって構成され、互選された委員の中から正、副委員長を選出する。

ロ 委員は、家庭と学校並びに他学級との連絡協調を図り、学習環境の整備に当たる。又、福祉増進に努める。

(2) 地区委員会

イ 地区委員会は、各地区の保護者から規模に応じて互選された委員と担当教員によって構成され、互選された委員より正、副委員長を選出する。

ロ 委員は、地区を代表し、地区会員相互の連絡協調・地域社会と連携を図りながら生徒の実態把握と生徒指導の強化に努め、地域の教育的環境の改善等広く健全育成のために活動する。

(3) 広報委員会

イ 広報委員会は、各学級の保護者から各1名互選された委員と担当教員によって構成され、互選された委員の中から正、副委員長を選出する。

ロ 委員は、機関誌を発行し広く内外にPTA活動を知らせる。

(4) 企画委員会

イ 企画委員会は、各学級の保護者から各1名互選された委員と担当教員によって構成され、互選された委員の中から正、副委員長を選出する。

ロ 委員は、成人教育、講習会、研究会等直接、間接に生徒の教育に資し、会員相互の教養を高める活動をする。又、生徒及び会員の保健体育の向上に努める。

第 10 章 改 正

第28条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正案の提出については、総会開催の7日以前に全会員に通告しておかなければならない。

第 11 章 委 任

第29条 本規約に定めるもののほか、本会の管理、運営等に関して必要な事項は、実行委員会で別に定める。

- 附 則 本規約は、昭和49年5月23日に制定し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、昭和56年2月25日に一部改正し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、昭和57年3月 1日に一部改正し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、昭和60年2月23日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成 元年2月25日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成 2年2月24日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成 3年4月 1日に一部改正し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成13年2月17日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成15年2月15日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成16年2月14日に一部改正し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成25年5月25日に一部改正し、その日から施行する。
- 附 則 本規約は、平成28年2月20日に一部改正し、同年4月1日から施行する。

P T A各委員会の仕事内容（学校行事への参加協力に加えて）

《学級委員会》 給食試食会・懇談会^{こんだんかい}・交流会の企画・実施

《地区委員会》 青健協活動・防災訓練への参加 夏祭り巡回^{じゅうんかい} 各委員選出の協力

《広報委員会》 広報誌発行（年2回）のための写真撮影、取材、企画

《企画委員会》 社会見学・体育祭でのP T A参加・講習会の企画・実施

* 委員会ごとに委員長、副委員長の選出（実行委員会への出席）、

* 委員会ごとに会議の開催

* 学校行事への協力及び参加（平成28年度実績）

4月15日（金）参観・学級懇談会	20日（水）一斉委員会
5月21日（土）P T A総会	
6月18日（土）教育シンポジウム	
7月4日（月）ランチ給食試食会	30日（土）耳原ふるさと祭り
8月20日（土）安威・福井ふるさと祭り	
9月5日（月）大阪880万人避難訓練 ^{ひなん}	29日（木）体育祭
10月21日（金）合唱祭	26日（水）参観・学年懇談会
12月10日（土）校区一斉清掃	22日（木）ガチンコ2000
1月27日（金）2年百人一首大会	
2月18日（土）P T A総会	22日（水）1年百人一首大会

P T A「すぐメール」登録のご案内

P T Aでは、バイザー株式会社^{けいやく}と契約して「すぐメール」の配信を行っています。

配信内容：① P T A会員宛^{あて}の案内文書の配布のお知らせ

② 生徒の安全にかかわる緊急連絡

③ 学校からの連絡（学級閉鎖、学校行事など^{へいさ}のお知らせ）

登録方法：① 2つの設定変更をする（詳しくは、購入された店舗^{てんぽ}にご相談を）

・『sg - m. jp』ドメインからのメール受信の許可設定

・ U R L 付きメールの受信の許可設定

② 『t-ibaraki-kita@sg-m. jp』（半角）への空メール送信

③ 折り返し、本登録用の U R L が届く

④ U R L をクリックし、情報を入力し、本登録する

・ 学校 I D 『307566』（半角）を入力

・ 学年、実行委員会など所属ごとに、生徒の名前で行う。

・ 保護者名の入力

⑤ 登録完了のお知らせメールを受け取る

* 毎月初めに、P T A 会長から配信確認のメールが届きます。1年ごとに業者によって登録情報が消去されますので、詳しくは4月に配布します案内プリントをご覧ください。

PC、スマホ使用ルール作りのポイント

独立行政法人国立病院機構
久里浜医療センターHPより

スマホやPCが急激に普及し、子どもがスマホやPCを所有したり、操作する場面も増えました。子どもとの連絡手段やもしものときの現在地把握のために親が子どもにスマホを持たせるケース。PCに関しては将来のためにと、進学やお年玉がたまった時を機に、オーダーメイドのPCを買ってしまうケース。これらがネット依存のきっかけになってしまったケースもあります。スマートフォンは携帯電話の延長ではなく、超小型のインターネットPCを子どもに持たせることと同義です。PCに関してはオーダーしたPCが、ゲームPCと呼ばれるオンラインゲームに最適なマシンであることもあります。現在スマホやPCと子どもの接点をゼロにするのは困難でしょう。ではどのようにこれらと付き合っていけばよいのでしょうか。以下に、いくつかのポイントを挙げました。

1. 占有させない

スマホ、PC、タブレットに関しては子ども専用の端末を用意するのではなく、親が名義で購入したものを一定のルールや条件等を付けた上で子どもに“貸し出す”という方が賢明でしょう。アプリやソフトのダウンロードも管理権は子どもではなく、親の許可を得て、例外的にダウンロードするほうが良いでしょう。PCやルーター等のパスワードも子どもに知られないように管理する必要があります。

2. 買う前に決める

ルール作りや取り決めは、スマホやPCを買って使用してからでは間に合いません。というのも一度好き放題専用のPCやスマホでゲームなどに熱中してから、その面白さや自由を制限するのは難しいでしょう。

3. 使用場所・時間を決める

一人でPCやスマホを気兼ねなく使いたいというのが子どもの要望です。しかし、そうした自由なネット環境から、ゲームや動画サイトに長時間使用に繋がりとされています。子ども部屋がある場合、PCもスマホもタブレットも、自室での使用は避けたほうが良いでしょう。使用場所はリビングや家族と一緒にの目の届く空間で。ネットにつなぐ際は、最初は親と一緒に。慣れてきても自室での使用は避けましょう。使用時間に関してもお父さんを中心によく家族で話し合ってください。例えばPCやスマホは1日2時間、夜9時まで、その後はリビングや親の寝室で預かるなど子どもがひっそりと機器を使わないように気を付けましょう。充電コード等も預かり充電する場所もリビング等が望ましいでしょう。

4. お金に関して

ゲームの課金チケットや電子マネー欲しさに、無断でお金を拝借する子どもも少なくありません。スマホやケータイの場合お金についても決めておく必要があります。1か月の使用料金上限を上回った場合、小遣い捻出する等決めておきましょう。また親に無断でオンラインショッピングや決済をしないこと。有料のゲームやアプリをどうしてもダウンロードする際は小遣いの範囲内で。無料のオンラインゲームやフ

リーミアムのスマホゲームなどは、課金させる魅力が多く、お金をかけず楽しむには時間が必要になるので要注意。

5. 書面に残す

ルールは口頭ではなく、必ず書面に残すようにしましょう。書面化したルールは同意を示すサインを設けたり、リビングの冷蔵庫に貼る等目につきやすいところに保管しましょう。違反があった場合のペナルティ内容や、定期的なルールの見直し等の記載も忘れずに。

6. 違反があった時の対応

違反時は復旧可能なペナルティを設けましょう。例えば9時までの使用時間を守れなかったら翌日は使用禁止など。一度の違反で全てを取り上げたり、機器を一切使用禁止にするのは現実的ではありません。

7. 親が模範となる

使用時間を決めルールを作っても、親が夜中までPCやスマホをいじっているのは子どもにルールを守らせるのは不可能です。親もルールを守りましょう。そして食事の時間、外出の時間はスマホやPC、TV・PCを使わず家族とコミュニケーションをとりましょう。

8. 相談できる環境を

日頃から夫婦や子供と話し合っ^{ふうふ}て、お互いに相談しやすい環境を作りましょう。子どもがネット詐欺やネット上のトラブルで困ったときも、日頃の信頼関係があれば親へも相談しやすくなります。

9. 長期休みに注意

子どもの夏休み・冬休みなどの長期休暇中はネットやゲームに向かう時間も多くなりやすく休みをきっかけにネット依存が深刻になるケースも少なくありません。長期休みの過ごし方や、休み中のルールも良く話し合っ^{きゅうか}て、決めておく必要があります。キャンプ等の体験学習に参加するのも良いでしょう。

10. 現実世界、家族を大事にする

食事の時間の使用禁止は勿論、現実の家族・友人と過ごす時間を大切にしましょう。キャンプなどの体験学習はネット依存の回復だけでなく、予防にも有効とされています。目で見^みて手で触^ふれて五感を通して現実世界を感じましょう。スキーや乗馬等のスポーツ、釣^つりなどもオススメです。

11. 良く知ろう

スマホやPCなど次々と新しい機器やシステムが登場し、これらに関しては親よりも子どもの方がよく知り、学び、使っています。親が良くわからないものを買ってあげるのではなく、どのようなものを、どんな目的で買うのか。そのメリット、デメリット、潜^{ひそ}むリスクなどを知^しりましょう。

スマホ18の約束

ネット教育アナリスト

おばな

尾花紀子氏のHPより

2012年・年末に米国のニュース番組が紹介、日本でも新聞掲載をきっかけに情報番組で取り上げられ話題を呼びました。日米の環境の違いを加味し、尾花氏がアレンジした意識文です。安全に使えるように、成長と必要に応じて、対話をしながら、ご活用いただければ幸いです。

1. このスマートフォンは、ママからのプレゼントです。でも、スマホを使えば利用料金がかかります。そこで優しいママは（笑）あなたの代わりに毎月支払ってあげることになりました。ただし、これから話す約束も守って使うことが条件ね！

◎18歳未満は、保護者の責任の下で使えることを親子共に忘れない！

2. このスマートフォンには設定の変更や何かを購入するときに使うパスワードが設定してあります。パスワードが必要になったときは必ず相談すること。もしも、パスワードを知ったとしても勝手に使ったり黙って変更したりはしないようにね！

◎設定や決済に使うパスワードは、最初に設定して渡すのがオススメ！

3. これはスマホだけれど、あなたとの連絡用の「携帯電話」としてプレゼントしました。だから“ママ”や“パパ”からの電話は無視しないで必ず出ること！もちろん「電話」なのだから知っている人からかかってきたら、きちんと対応しなきゃだめですよ。

◎ケータイ世代の新入社員は、電話対応が苦手！？ 安全のために持たせるなら、充電切れにならないように電池を大切に！

4. 翌日学校がある日は夜 : (原文は7時半) に、週末は夜 : (原文は9時) に、リビングの充電器に戻すこと。固定電話で「夜分遅くに申し訳ありません」と言わなければならないような時間帯に急用ではない電話やメールはやめましょう。相手の状況や時間を配慮して使える感覚を養えば将来必ず役に立つからね！

◎相手の状況を想像できる思いやりのあるコミュニケーションを！

5. スマホを学校に持って行ったらダメ。友だちと一緒にいるときは、メールでなく会話をしなくちゃ。人といろいろな会話をする事で身に付くことがいっぱいあるのだから。

◎リアルなコミュニケーションが苦手な子にしたいくない！！

6. もし、トイレや床に落として壊してしまったら、それはあなたの責任です。修理や取替えの費用を払うのはあなたです。誕生日や入学・卒業のお祝い、お年玉、お小遣いやお手伝いのお駄賃などを貯めて払うことになるでしょう。だから、使うときは常に注意を怠らないこと。気をつけていても起きることがあるのだから。

◎修理補償や盗難・紛失時買い替えサポートなどのサービスがあります！

7. 人をだましたり、馬鹿にしたりするためにこのスマホを使わないこと。誰かを傷つけるような会話に加わるのもダメ。友達と仲良くすることは大切だけれどトラブルの渦に巻き込まれるような言動は絶対にしないように！

8. 相手に面と向かって言えないようなことは、メールでもつぶやきでもチャットでも言わないこと。

9. 相手の親がいる時に言えないようなことは、メールでもつぶやきでもチャットでも言わないこと。

◎「悪口」「仲間はずれ」「いじめ」「犯罪予告」は、ネットでもダメ

10. アダルト系や出会い系だけでなく、危険な仕掛け^{しかけ}があるサイトへのアクセスもブロックしてくれるのがフィルタリング。だから「コッソリ見よう」とか「何とか外そう」なんて考えないこと。検索^{けんさく}するなら堂々と見られる情報にしましょう。もしも、必要なサイトが見られなくて困ることがあればいつでも相談してね。

◎18歳未満の使用機にはフィルタリング設定が義務付けられています！

11. 公共の場では“電源オフ”“マナーモード”等、指示に従うこと。乗り物の中だけでなくレストランや映画館も、それから、誰かと会話しているときにも気を使いましょう。スマホを持ったせいで「平気で失礼なことをする子」にはならないでね。
12. あなたの、あるいは友だちの裸^{はだか}（一部も含む）の写真を撮ったりそれを送ったり受け取ったりしないこと<法律違反>。思春期には性的なことにも興味が出てくるでしょう。でも、万が一にでもそれがネットに流れたらこれからのあなたの人生が台無しになってしまうこともあるのです。ネットの世界はとんでもなく広大で、その力はあなたが想像するよりはるかにパワフル。一瞬でも流れてしまった写真や風評を完全に消し去るのは不可能だということを、くれぐれも忘れないで！

◎不適切な投稿や性的な写真等で将来や夢を台無しにしないために

13. 「とにかく、記録しておこう！」と何でもかんでも写真や動画に撮ろうとしないこと。記録よりも記憶のほうが心に長く残ります。自分自身が体験することを大切にしようね。

◎スマホの写真ファイルに記録される位置情報！悪用されないよう考えながら使おう

14. スマホは生きているパートナーでもないし、あなたの体の一部でもありません。だから、時にはスマホを置いて出かけてみましょう。スマホがなくても安全に生活ができるようにならなきゃね。それと、スマホで得られる膨大な情報や流行に振り回されないように。スマホがないと取り残されると不安に思うようではダメ。必要なことは、スマホ以外からも十分に手に入るのだから！

◎ストレスはネットトラブルの元凶^{げんきょう}にも！一方的に怒らず、子どもと向き合っ

15. 同世代の仲間^きが聴いている音楽だけではなく、あまり聴かない新たなジャンルの曲もいろいろ視聴してみましょ。クラシックもいいかもしれません。
16. ゲームばかりに夢中になってはダメ。でも、時々、ワードゲームやパズルなど、脳トレ系のゲームで頭の体操をするのはオススメよ。
17. スマホ（下）ばかりを見てないこと。顔を上げて、身近に起きていることを見たり聴いたり感じたりしましょう。窓の外を眺めたり、鳥のさえずりを聴いたり、生活の中で出会う人と会話をしてみたりすると新しい発見や気づきがありますよ。また、「気になることはすぐ検索」ではなく、まずは自分であれこれ考えてみる。これも、あなたの成長にとって大切なことです。
18. あなたがこの約束を破るような使い方をしたら、このスマホを一時預かります。そして、じっくりと話し合ひましょう。内容を見直したり、フィルタリングを調整したり、約束を守りながら使えるように工夫しなればいいのです。安全に賢く使えるスマホユーザーになるために、一緒に学び、考え、取り組みましょね！



製作・発行

平成29年（2017年）2月1日

茨木市立北中学校

〒567-0007

茨木市南安威三丁目10番3号

電話 072-643-9191

FAX 072-641-3922

URL <http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/cms/jh08/>